

パブリックコメントの回答について

公共施設使用料の見直し（案）への意見を募集については、令和元年 10 月 1 日から 10 月 31 日まで募集し、1 名（2 件）から意見が提出されました。いただいた意見と市の考え方は以下のとおりです。

いただいた意見の要旨	市の考え方
<p>行政担当が手をかけられないところでは、地元のボランティアなどで環境整備、補修されているところもあります。地元で愛される施設であるとともにご奉仕いただいている利用者、団体に何らかの見返りも考えていただけないでしょうか。特に屋外施設の除草作業などは重労働です。具体的には、例えば 30 分の奉仕作業に対し 1 時間の使用料免除を付与するというのはいかがでしょうか。地元で愛され使っていただき、維持していくことで、メンテナンス委託料が軽減されると思いますがいかがでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり、公共施設の運営は地域や利用者の皆様のご協力のもと成り立っており、深謝いたしております。皆様からいただいた使用料は施設の維持管理経費の一部に充てておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。今後もより皆様が利用しやすい施設となるよう必要な修繕等を行ってまいりますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>体育館の照明代が 1 時間 610 円は、少々高い気がします。実際の電気料金と、照明代金の比較はどうなっているのでしょうか。</p>	<p>照明等の附属設備使用料は、設定当時の実費を基に算定しています。体育館は一定以上の光量が必要であるため水銀灯を使用しており、一般的に使用されている蛍光灯に比べ電気料金が高額になりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。なお、今回の見直し（案）では、附属設備使用料は一律に消費税増税分を転嫁するのみとしていますが、3 年ごとの見直しの中で、今後の情勢に合わせて検討していきます。</p>